

2018年度博士後期課程研究指導担当教員からのメッセージ

【民事法学専攻】

民法研究指導

教授 近 江 幸 治

法学研究科は、2004年度から、法務研究科が設立されたことにより、基本的に「研究」に特化する研究コースとして新たな出発をした。「博士課程」は、その研究の最終プロセスである。

いうまでもなく、大学院博士課程の目的は、「博士」学位を取得することである。したがって、それまで修士課程またはそれと同等の研究コースにおいて培ってきた知識と学力とを、総結集して博士論文を完成させなければならない。「博士課程」に入学しようとする学生は、ここが最高学府の頂点に位置する研究機関であることを意識し、自信を持って大いに研鑽してほしい。

なお、入学希望者は、研究目的、研究領域などのこともあり、あらかじめ相談に来てほしい。

民法研究指導

教授 棚 村 政 行

私の研究室では、主として、家族法の問題を取り上げて研究しています。事実婚、同性婚、児童虐待、DV、生殖補助医療など最先端の新しい問題についても、日本だけでなく、アジア、ヨーロッパ、アメリカなど諸外国での法制の展開状況などを参考にして検討をしています。また、親族・相続をめぐる最新の裁判例の分析と研究も行っており、解釈論、制度論、立法論にも及びます。とくに、最近は、「子どもの人権と法」をテーマにして、大人をモデルとして作られている法制度のなかで子どもがどのように扱われ配慮されているのか、子の地位や子どもの権利を軸に研究を進めています。是非、参加してみませんか。

民法研究指導

教授 岩 志 和 一 郎

主たる研究領域は、民法の家族法、医事法です。真摯な研究に取り組む意欲のある方であれば、歓迎します。

民法研究指導

教授 山 野 目 章 夫

研究者としての高い志を抱く方を期待する。研究課題を選ぶ領域は、とくに限定しない。比較法の研究指導は、フランス法を中心とする。希望者は、可能である限り、事前に相談することを望む。

民法研究指導

教授 大 塚 直

不法行為法分野を中心に指導をします。最新の議論をフォローするとともに、理論的な問題、学説の対立の背景にある価値について全員で議論します。新しい法的問題にも関心をもち、頭が柔らかく議論の強い人、理論的思考にも興味のある人の応募をお願いします。

民法研究指導

教授 後 藤 巻 則

研究指導で扱う対象は、民法財産法全般であるが、法律行為、契約に関心がある人に適している。また、消費者法に関心がある人も歓迎する。比較法の素材としては、主としてフランス法を扱う。真摯に学問に取り組む姿勢をもった人を望む。

民法研究指導

教授 山 口 齊 昭

私自身の主たる研究領域は、損害賠償法、および、医療事故・医療安全を中心とする医事法であるが、真摯に研究を行い、それを積極的に発信していく意欲のある者であれば、既にどのような分野のテーマを持っている者であっても歓迎する。入学希望者には、事前の相談に応じるため、問い合わせられたい。

民法研究指導

教授 三 枝 健 治

研究に対する熱意に加え、一定の語学力と論理的思考力を持っている者であれば、研究テーマや比較法の対象を問わず受け入れる。私自身はアメリカ法を比較法の中心的な素材としている。希望者は事務所を通じて事前に相談されたい。なお、法曹資格者は特に歓迎する。

民法研究指導

教授 磯 村 保

次世代の研究者を養成することに強い関心を持っています。私の研究の中心分野は法律行為、売買、不当利得等であり、また、外国法との比較研究は主としてドイツ法を対象としています。これらに関わるテーマに限らず、民法研究者となる意欲に溢れた方々であれば、どなたでも歓迎いたします。

民法研究指導

教授 青 木 則 幸

民法財産法およびより広義の金融取引法に関するいずれかの課題について関心をもつ大学院生を対象に、研究指導を行う。比較法による研究の指導については、アメリカ法を対象とする。研究には、先人によって蓄積された叡智の承継の側面があると同時に新たな知識を創造する創作活動としての側面がある。知的刺激を得る機会を逃さず、未踏の知的領域に自らのアイデアをもって果敢に踏み出すフロンティア精神をもった大学院生を歓迎する。

民法研究指導

教授 大 場 浩 之

私自身の主たる研究テーマは、ドイツ法を比較対象とした上での、不動産公示制度論・物権変動の法的構造・物権債権峻別論批判などであり、とりわけ民法の体系論にも強い関心をもっています。しかしながら、それ以外の研究テーマに関心のある方であっても、学問および研究活動に対して真摯な態度で熱心に取り組む覚悟があるのであれば、喜んで歓迎します。なお、様々な点で相談に応じたいと思いますので、できる限り、応募される前にお問い合わせ頂ければ幸いです。

商法研究指導

教授 尾 崎 安 央

博士後期課程進学者は将来の研究者を志す学生であるとの理解に立ち、博士後期課程の目的に鑑みて、博士学位を取得するための論文指導をしたいと思います。各自、学位取得にふさわしいテーマ、そして将来の研究者たるにふさわしいテーマをもって進学することが望まれます。なお、外国人留学生で博士後期課程に進学を希望する者については、指導の関係から、十分な日本語能力と日本法・自国法の知識を具えていることを要求します。

商法研究指導

教授 鳥 山 恭 一

研究職を志望する者を対象にし、会社法、有価証券法などを中心とした企業法制についての研究指導を行なう。日本の企業法制だけではなく、諸外国の法制度にも関心をもってもらいたい。私自身は、日本、フランス、EUの企業法制を研究対象にしているが、受講生に私の研究対象を強制するつもりはない。

商法研究指導

教授 上 村 達 男

金融商品取引法・銀行法を含む資本市場法制全般と、証券市場を有する公開株式会社法制全般を研究対象としている。会社法改正の立法動向と「要綱」の内容にも注目していく。入学希望者は、現在の日本の企業法制について、明快な問題意識を持っていることが望ましい。後期課程入学者は原則として研究者志望者であると考えているが、各人の事情によって対応する。

商法研究指導

教授 箱 井 崇 史

私の現在の研究テーマは、運送契約法を中心とする商取引法・国際商取引法です。また、商法の総論にも関心をもっています。もっとも、応募者の具体的な研究領域は問いませんし、個別に相談に応じます。研究者になろうという覚悟と十分な研究意欲をもった方に来ていただきたいと思います。私の研究指導を希望する方は、あらかじめ電子メールで連絡を取ってください（htaka@waseda.jp）。

商法研究指導

教授 黒 沼 悦 郎

研究職を志望する者、および博士学位の取得を希望する者を対象とし、会社法、資本市場法を中心とした企業法制についての研究指導を行う。私自身は、比較法の素材として主としてアメリカ法を扱っている。

商法研究指導

教授 福 島 洋 尚

研究職を志望する者、博士の学位の取得を希望する者を対象として、会社法を中心とする企業法制について研究指導、論文指導をしたいと思います。私自身は日本、ドイツ、EUの企業法制を研究対象としていますが、これらの研究対象を受講生に強制することはありません。各自、主体的に研究テーマを発掘してほしいと考えています。

商法研究指導

教授 岩 原 紳 作

商法の中でも自分が主に研究対象としてきた会社法、金融法、金融商品取引法、保険監督法等を中心に研究指導を行いたいと思います。博士後期課程においては、前期課程において研究者としての基礎的なトレーニングは受けたことを前提に、研究対象の領域における最もレベルの高い研究を、オリジナリティをもって完成させ、博士論文とすることを目指します。指導担当教員としては、そのような後期課程学生の自助努力を最大限発揮できるようにサポートしたいと願っています。

商法研究指導

教授 大 塚 英 明

商法のうち、会社法、手形小切手法、および保険法のいずれかを深く研究したい方を歓迎します。入学資格さえあれば、国籍や立場等は問いません。現在、私の博士後期課程には留学生や社会人学生も在学しています。博士後期はじっくり目標を定めて重厚な研究を基礎づける期間ですから、慎重な「研究」を行う覚悟さえあれば、結構です。もっともその反面、「学生気分」を味わいたいだけの方や、論文を完成させていくだけの気力のない方に場を提供するつもりはありません。しっかりと自分の研究方針を見定めてから受験してください。

民事訴訟法研究指導

教授 勅使川原 和彦

研究対象は、大きく二種類、我が国民事訴訟法の判決手続、または、国際民事訴訟法（主として財産法に関する事件）を中心とします。

比較研究対象は、ドイツの民事手続法およびEUの民事手続法です。

基礎理論を丁寧に探求し、実務にも目配りしながら、独創性あふれる研究者を志す学生を望みます。

民事訴訟法研究指導

教授 松 村 和 徳

研究対象は、民事訴訟法及び民事執行・保全法の領域を中心とします。私自身は倒産法、非訟事件手続法にも関心がありますので、研究領域をこれらの分野に広げることも可能です。比較研究対象は、ドイツ及びオーストリアの民事手続法です。現代的問題の研究も重視しますが、基礎理論の研究を原則としていきます。院生には、歴史的考察を踏まえた基礎理論の探求と実務をも見据えた実践的考察を重視する研究を希望します。

民事訴訟法研究指導

教授 菅 原 郁 夫

研究領域は判決手続ですが、解釈論というよりは立法論、政策論を中心に研究してきました。これまで、平成8年民事訴訟法改正前後の記録調査や、民事訴訟利用者調査を2000年、2006年、2011年の3回にわたり実施しています。そのような実証的なデータをもとに、実践的な視点から民事訴訟理論や民事訴訟政策がどのようにあるべきかを研究しています。また、比較法研究は英米の制度論を中心に行っています。解釈論とは少し違う角度からの研究に興味のある方は一緒に研究をしましょう。

民事訴訟法研究指導

教授 本 間 靖 規

民事手続法のうち判決手続、人事訴訟、会社訴訟などのテーマについて指導可能である。比較法的にはドイツ、オーストリア法が中心であるが、他の国法も対応は可能である。近時は中国民事訴訟法にも興味を持っている。

民事訴訟法研究指導

教授 高 田 昌 宏

民事手続法のうち私が主な研究対象としている民事訴訟法（判決手続）について研究指導を行います。私の主な比較法対象は、ドイツ法です。民事訴訟法を、比較法研究も試みつつ基礎から研究する意欲をもった学生を希望します。

倒産処理法研究指導

教授 山 本 研

倒産は現代社会において不可避の現象ですが、それに伴い法的にも様々な問題が生ずることから、倒産処理法の分野はしばしば『法律問題のるつば』とも称されています。博士研究指導においては、このような倒産処理の過程で生ずる様々な（そして新たな）問題に対応できる解釈論的・立法論的能力を涵養すべく、比較法的検討をふまえつつ、手続法的観点と平時実体法の変容を伴う倒産実体法的観点の両面から掘り下げた研究を行い、それと連動して研究成果を博士論文に結実させることを目指した指導を行います。

労働法研究指導

教授 島 田 陽 一

労働法研究指導では、竹内寿教授ならびに法務研究科のスタッフである浅倉むつ子教授と私の三人での事実上集団指導を行っている。特定の指導教授との師弟関係という閉鎖的な指導体制を排し、研究者を目指す院生が多角的な視野から博士論文を執筆できる環境を用意している。なお、博士論文執筆だけでなく、労働法全般に関する研究能力を形成してもらうために、一定の講義科目への出席を義務づけている。

労働法研究指導

教授 竹 内 寿

私が師として認識する方の一人がかつて、論文を書くには、3つのことのうち少なくとも2つが必要であると語ってくださいました。1つは、問題発見能力です。もう1つは答えが見える「頭の良さ」です。最後の1つは、個人的には不可欠と思うのですが、「座力」、じっと座り続けて勉強し、論文を執筆する体力ないしは忍耐力です。研究、論文執筆の過程は暗い森の中をさまよう感がありますが、それが形となった瞬間に垣間見える、何よりも明るい、開けた光景は、格別のものです。労働法の研究を志し、そしてこれら3つのうち2つ以上を備えていると信じる方が、こうした光景を見たいと願い、挑戦されることを期待します。

社会保障法研究指導

教授 菊 池 馨 実

少子高齢化が進むわが国にあって、社会保障は国家の将来を左右するほどの大きな政策課題でありながら、これに対する法律学からのアプローチは、必ずしも十分に深められてきたとはいえないし、研究者の層もまだ厚いとはいえない。早稲田大学から社会保障法プロパーの優秀な研究者を輩出することが、いま学界はじめ各方面から求められている。未踏の地を切り拓く気概をもった院生の参加を期待しています。

知的財産権法研究指導

教授 高 林 龍

早稲田大学大学院法学研究科では10年間にわたり21世紀COEプログラムとグローバルCOEプログラムで進めるプロジェクトの一環として知的財産権法の研究活動を活発に展開してきたが、その成果もあって、ここ数年間、毎年、知的財産権法分野の課程による法学博士を輩出している。修士課程での研究及び修士論文作成の過程で蓄積された成果をさらに発展させ、他の法律分野に比してまだまだ基盤が脆弱な知的財産権法の研究分野に一石を投げられるような研究を意欲的に行う内外の者を、広く歓迎する。

知的財産権法研究指導

教授 上 野 達 弘

私自身は、著作権法を中心とする知的財産法の理論的課題について、ドイツなどヨーロッパとの比較法に基づき検討するとともに、インターネットやエンターテインメント・ビジネスに関わる実務的課題についても研究しています。

研究指導においては、知的財産法全体（著作権法、特許法、商標法等）およびその周辺領域に属するテーマを対象とし、多様なバックグラウンドを持った方が研究を深めようとするニーズに応えられるようにしたいと思っています。

環境法研究指導

教授 大 塚 直

環境法分野での最新の議論をフォローするとともに全員で議論します。日米欧の環境法比較を行うほか、適宜最新の題材を提供し、環境法の最先端の部分を扱います。新しい法的問題にも関心をもち、環境改善に対する熱意があることを前提として、頭が柔らかく議論の強い人、理論的思考にも興味のある人、環境関連の制度設計・政策形成や市民とのリスクコミュニケーション等にも関心をもつ人の応募をお願いします。

経済法研究指導

教授 土 田 和 博

法科大学院が開設された後も、法学研究科博士後期課程の主たる役割が研究者の養成にあるということは変わらない。

私自身は独占禁止法の域外適用、政府規制分野の経済法的研究、経済法の基礎理論的研究を研究テーマとしてきた。比較の対象は主としてアメリカ反トラスト法とEU競争法である。どのようなテーマを研究するにせよ、大学院ともなれば、教員から一方的に教わるというのではなく、自分も学問の発展に微力ながらも貢献するという姿勢が必要であると思われる。受験希望者は、事前に土田まで連絡して下さい。

経済法研究指導

教授 岡 田 外司博

日本の独占禁止法・景表法・下請法及びフランチャイズ規制についてこれまで研究してきたので、研究指導の内容については、それらの法律ないしは規制に関する問題を中心として行うことになる。また、研究指導の方法としては、日本法以外にアメリカ法・EU法・ドイツ法などに関する外国法研究についても行いながら、それとの関係で日本法について比較研究をすることを基本としつつ、それ以外の部分はできるだけ自主性に委ねることにしたいが、具体的な事情に応じて柔軟に対処するので、研究指導を希望する方は、事前に連絡してほしい。

国際取引法研究指導

教授 須 網 隆 夫

私の専門は、欧州連合の法制であるEU/EC法であり、主として同法の基礎理論・競争法・通商法・環境法を研究している。加えて、EUの観点から、WTO・自由貿易協定にも関心を持ち、最近では地域経済統合一般についての研究も進めている。また、国内については、司法制度改革をめぐる諸課題についても指導可能であろう。いずれにせよ受験希望者は事前に連絡をとられたい。

法社会学研究指導

教授 棚 澤 能 生

当研究指導では、日本およびドイツにおける法社会学理論の研究、土地法制、環境（特に自然保護）法制の分野、「持続可能社会と法」の研究などを行っています。受験希望の方は、研究内容の詳細をご紹介しますので、ご連絡ください。

ローマ法研究指導

教授 原 田 俊 彦

私は、これまで、ローマ共和政期を素材として、その時期における国家制度と法の歴史的展開を研究してきました。それは、特殊歴史社会における法現象の実態把握を通じて当該歴史社会を解明しようとする試みであり、さらには、法と社会の多様性を認識するための途であると考えています。このように、私の基本的発想は歴史学的思考を基礎としていますから、ローマ史学についての知識および現在の歴史学的認識への理解が、私の研究指導の前提となります。

ただし、私の研究フィールドが共和政であるからといって、帝政期以降を研究対象としたい諸君が排除されるわけでは決してありません。受験を希望する諸君は、是非一度、私にご連絡下さい。

以 上